

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和6年11月18日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
大東電気(株)	三重県四日市市	R6.7.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ約2.5メートルの天井の配電作業に際し、作業床を設けず、墜落防止措置を講じていなかったもの。	R6.7.5送検
(資) 総本家具新水谷新九郎商店	三重県桑名市	R6.7.12	最低賃金法第4条	労働者7名に対する11か月分の定期賃金合計約1113万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6.7.12送検
(株) 響四サービス	三重県四日市市	R6.7.19	最低賃金法第4条	労働者6名に対する5か月分の定期賃金合計約300万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6.7.19送検
松阪自動車工業(株)	三重県松阪市船江町	R6.9.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運転させたもの。	R6.9.19送検
(株) 松建	三重県度会郡南伊勢町	R6.9.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	架設通路で、踏棧等の滑り止め措置を設けることなく労働者に作業を行わせたもの。	R6.9.24送検
大日コンクリート工業(株)	愛知県名古屋市	R6.11.1	労働安全衛生法第45条 労働安全衛生法施行令第15条	クレーンについて、定期自主検査を行っていなかったもの。	R6.11.1送検
(株) 山一木材	和歌山県新宮市	R6.11.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の125 労働安全衛生規則第151条の138	林業架線作業を行う際、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの。	R6.11.6送検
(株) 東照物流倉庫	三重県鈴鹿市桜島町	R6.11.8	最低賃金法第4条	労働者1名に対する1か月分の定期賃金合計約30万円を、所定支払日に支払わなかったもの。	R6.11.8送検
(有) 丸昌組	三重県亀山市川合町	R6.11.11	労働基準法第32条	労働者1名に、36協定の締結・届出を行うことなく、違法な時間外労働を行わせたもの。	R6.11.11送検